

【今週の注目疾患】

【インフルエンザ】

2017年第47週におけるインフルエンザの定点当たり患者報告数は1.45(前週0.94)となり、流行開始の目安としている1.00を超えた(図1)。県内16保健所(千葉市、船橋市および柏市含む)別では、船橋市保健所(定点当たり3.41)、香取保健所(同2.33)、松戸保健所(同2.28)が報告数の多い上位3保健所となっており、16保健所のうち8つの保健所で定点当たり1.00を超えている(図2)。近隣自治体における第46週の定点当たり報告数は、東京都(0.87)、神奈川県(0.74)、埼玉県(1.10)となっており、全国レベルでは0.77であった。報告の多い都道府県は、順に沖縄県(4.10)、長崎県(3.31)、宮城県(1.87)、福井県(1.59)、石川県(1.58)、新潟県(1.42)、福岡県(1.33)、宮城県(1.15)、埼玉県(1.10)、千葉県(0.94)であった。全国における直近(第42～46週)のウイルス検出状況は、A型インフルエンザウイルスにおいてはA(H3)亜型とA(H1)pdm09が同程度であった。第47週に県内定点医療機関から報告されたインフルエンザウイルス迅速診断の結果ではおよそ8割がA型となっている。松戸保健所、市原保健所、船橋市保健所、柏市保健所管内においてはB型による患者も比較的多く報告されている。

インフルエンザ罹患後、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服薬の有無にかかわらず異常行動(急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロと歩き回る等)が出現するおそれがあり、異常行動に関連すると考えられる転落死も引き続き報告されていることから、罹患時の注意喚起の徹底が求められている。厚生労働省はインフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することを原則とする旨の説明に加え、具体的な注意喚起として、

(1) 高層階の住居においては、例えば、

- ・玄関およびすべての窓の施錠を確実にすること(内鍵、補助鍵がある場合はその活用を含む。)
- ・ベランダに面していない部屋で療養を行なわせること
- ・窓に格子のある部屋がある場合にはその部屋で療養を行なわせること

等、小児・未成年者が容易に住居外に飛び出さない保護対策を講じることを医療関係者から患者及び保護者に説明すること

(2) 一戸建てに住んでいる場合は、例えば、(1)の内容のほか、できる限り1階で療養を行なわせることを挙げている。

参考・引用

厚生労働省 インフルエンザ Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/qa.html>

厚生労働省 インフルエンザの発生状況について(プレスリリース)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000185981.pdf>

図1：2013～2017年第47週に県内定点医療機関から報告されたインフルエンザの定点当たり報告数の推移

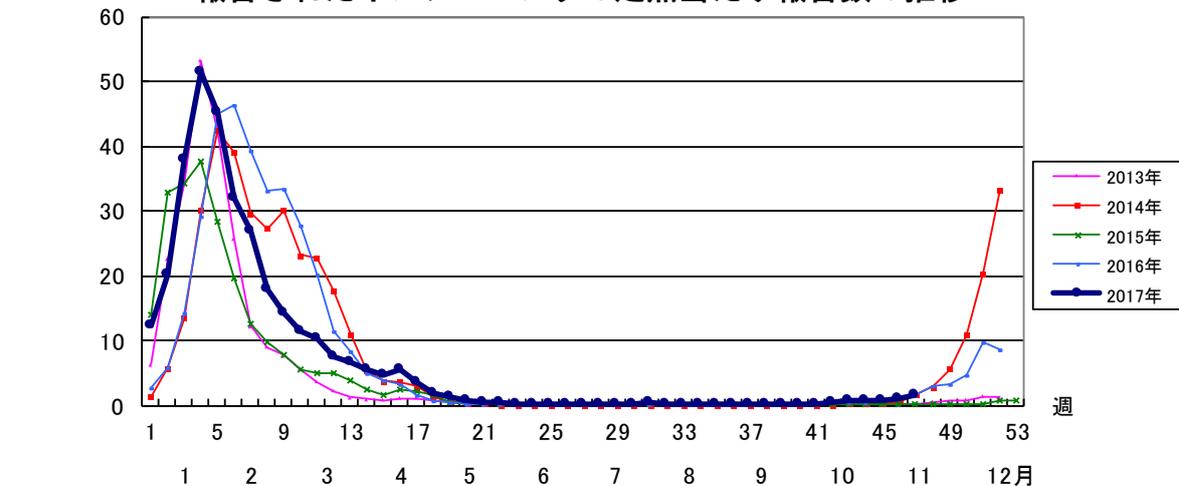


図2：直近5週（第43～47週）のインフルエンザの定点当たり報告数の推移 保健所別

